

法務大臣 森 まさこ殿

ヘイトスピーチに関する罰則付き実効性のある法整備
を求める要望

2020年1月6日、川崎市の多文化交流施設「川崎市ふれあい館」に「謹賀新年 在日韓国・朝鮮人をこの世から抹殺しよう」と書かれた年賀状が届きました。さらに1月27日、同館の爆破、在日コリアンへの危害を加える旨の犯罪を予告する葉書が川崎市役所に届きました。

在日コリアン市民を恐怖と孤独感に陥れ、差別と暴力を扇動する卑劣なヘイトクライムであり、容認することはできません。まさに昨年全国に先駆けて成立した、罰則を付けた川崎市の「差別のない人権尊重まちづくり条例」に対する挑戦と言わざるをえません。

2016年に公布された本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律は差別禁止、制裁、被害者救済規定を有しない理念法といえます。改めて刑事罰を含めた実効性のある、ヘイトスピーチ解消法の改正を求めます。

2020年2月5日

立憲民主党神奈川県連合